

2025 年 1 月 14 日

九州北部税理士会 福岡支部 御中

日本税理士企業年金基金
～制度概要～



日本税理士企業年金基金

1. 基金とは

(歴史)

日本税理士会連合会が母体となって、1991 年7月に「日本税理士厚生年金基金」として設立。

2018 年7月に、「企業年金基金」に組織変更し、現在の「日本税理士企業年金基金」となる。

(年金制度)

税理士業界の皆様(事業主とその従業員)が老後の生活資金確保のために、設立された、大変メリットのある私的年金制度です。

退職金制度としても活用が可能です。

【ご加入頂ける方】

- ・厚生年金の上乗せ年金であることから、「厚生年金適用事業所」であることが必要です。
- ・当基金は会社単位でご加入いただく制度です。
- ・加入できる会社も税理士法人、税理士事務所、または税理士の先生が経営に関与されている会社も対象となります。

2. 当基金の特徴

○税理士業界の皆様のみがご加入できる大変メリットのある私的年金制度

公的年金が今後、目減りしていく中、ゆとりある生活を送るためには、企業年金や個人年金などの私的年金でカバーしていくことの重要性が高まっている。

【事業主としての制度活用のメリット】

① 福利厚生制度充実化による優秀な人材確保に寄与

- ・従業員の福利厚生の充実化により、採用力の向上や離職率の改善効果が期待できます。

② 退職金制度として活用可能

- ・当基金を活用することにより、社外積立の退職金制度を充実させることが期待できます。

＜退職金制度として活用した場合の他制度との優位性＞

○基準給与月額に連動して、掛金が決定することから、給与額に応じて退職金額を決定する制度をご採用の場合は、大変、使い勝手の良い制度です。

【制度の特徴】

（１） 安全な制度

○制度としては、「キャッシュ・バランス・プラン」を採用。

前年度の運用実績に応じて1～4%の利息を付与する仕組みとなっていることにより、積立不足金が発生しにくい仕組みとなり、安定した基金運営が可能となる制度です。

＜キャッシュ・バランス・プランとは＞

個人ごとに仮想口座を設け、毎月の掛け金と基金の運用実績に応じた利息（1～4%）を積立てていき、支給開始時点まで累積した総額（仮想個人勘定残高）を年金原資として支給するものです。

（２） 運用：基金が運用を担当し、元本保証

○基金が責任をもって、資産運用を実施。

○前年度の運用実績がマイナスであっても、最低1%の利回りを保証。

○加入中/受給待機中の方については、1～4%の範囲で利息を付与。

○年金受給中の方については、2.5%の固定の利息を付与。

○他制度と比較して、過去実績利回りでは、優位性あり。

（３） 加入：厚生年金加入者であれば、70歳まで可能 ：事業主も加入可能

○加入上限年齢：・70歳まで加入可能。

○加入対象：事業主[※]も加入可能

※厚生年金適用事業所の事業主であることが必要

（４） 掛金：全額必要経費として損金算入可能

○掛金は、全額事業主負担。

○実質的に負担する掛金累計額の軽減が期待できる。

○掛金限度額：毎月最大 69,500 円の積み立て可能。

（５） 受取：使い勝手の良い制度

○年金受取条件：退職後、速やかに受取り可能。

【ご参考 1：運用実績と財政状況について】

1. 運用実績

- ・2023 年度末において、過去 3 年平均、過去 5 年平均ともに、予定利率 2.5% を上回る運用実績を達成。

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
年度利回り	△2.45%	12.49%	4.32%	1.21%	12.45%
年金資産額	19,449	21,610	22,332	22,187	24,584
3 年平均	1.89%	3.97%	4.95%	6.24%	6.23%
5 年平均	1.53%	4.40%	4.55%	3.61%	5.78%

再評価率※	2019/10 ～2020/9	2020/10 ～2021/9	2021/10 ～2022/9	2022/10 ～2023/9	2023/10 ～2024/9	2024/10 ～2025/9
	1.0%	1.0%	4.0%	3.8%	1.0%	4.0%

※【再評価率】

加入者、受給待機者の積立金に付利する利息のことであり、前年度の運用実績に基づき、1～4%の範囲内で付与率を決定する。

2. 財政状況

- ・2023 年度末の財政検証結果は、以下の通り、健全性を維持（1.00 以上）しており、掛金の見直しの必要はない。
 - ・2023 年度末において、責任準備金※197 億円に対し、年金資産が 243 億円あり、約 46 億円という別途積立金を有している。
- ※責任準備金→将来の給付を賄うために、計算基準において留保しておかなければならない金額

【継続基準】

純資産額 (24,345 百万円) = 1.23
責任準備金 (19,725 百万円)

【非継続基準】

純資産額 (24,345 百万円) = 1.26
最低積立基準額 (19,183 百万円)

【ご参考2：他制度との対比表】

			日本税理士 企業年金基金	確定拠出年金個人型 (Ideco)	税退共	中退共
運用	運用主体		基金	個人	機構	機構
	利率	加入中・据置中	1.0～4.0%	運用実績次第	給付予定利率 年複利2%	予定運用利回り 1%
		受給中	2.5%			
加入	年齢条件		70歳	国民年金に加入:60歳 厚生年金に加入:65歳	65歳	上限なし
	加入対象		事業主も拠出可	事業主も拠出可	事業主は拠出不可	事業主は拠出不可
拠出	拠出者		事業主 (全額損金)	個人 (全額所得控除)	事業主 (全額損金)	事業主(全額損金) ※ ¹ 国からの新規加入助成制度あり
	限度額(月額)		年金掛金率5%:69,500円 ※掛金率1.2%、3%、5%から 選択	国民年金に加入:68,000円 厚生年金に加入:20,000円	30,000円	30,000円
受取	一時金		退職時 ※加入期間1か月以上で支給	60歳～	退職時 ※加入期間1か月以上で支給	退職金は、退職時に「一時金払い(一括払い)」で支給。 ※ ² 分割支払いもあり。
	年金(開始年齢)		～49歳に退職→60歳 50～59歳に退職→退職時 60歳以降在職→退職時/65歳	60歳～	加入条件 ^{※3} を満たした場合、 退職後、10年間にわたって支給	